



長野県告示第423号

更埴市、更級郡上山田町及び埴科郡戸倉町を廃し、その区域をもって千曲市を設置したことに伴い、次のとおり千曲市、更級郡及び埴科郡の人口を告示します。

平成15年9月1日

長野県知事 田中康夫

千曲市	64,549人
更級郡	1,544人
埴科郡	16,830人

情報政策課

長野県告示第424号

平成3年長野県告示第591号(生活排水対策重点地域の指定)の一部を次のように改正し、平成15年9月1日から施行します。

平成15年9月1日

長野県知事 田中康夫

本則の1中「更埴市生活排水対策重点地域」を「千曲市生活排水対策重点地域」に改め、同2中「更埴市の区域」を「旧更埴市の区域(平成15年8月31日における更埴市の区域をいう。)」に改める。

公害課

長野県告示第425号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成15年9月1日

長野県知事 田中康夫

- 都市計画の種類及び名称
飯綱高原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
飯綱高原都市計画区域
- 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

長野県告示第426号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により、県道の路線を次のように変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年9月16日まで、長野県土木部道路維持課において、一般の縦覧に供します。

平成15年9月1日

長野県知事 田中康夫

整理番号	旧新別	路線名	起 点		重要な経過地
			終 点		
55	旧	大町麻績インター戸倉線	大町市	埴科郡戸倉町	更級郡上山田町
	新	大町麻績インター千曲線	大町市	千曲市	
77	旧	長野上田線	長野市	上山田市	更埴市、更級郡上山田町
	新	長野上田線	長野市	上山田市	
335	旧	森篠ノ井線	更埴市大字森	長野市篠ノ井	
	新	森篠ノ井線	千曲市大字森	長野市篠ノ井	
336	旧	戸倉停車場線	戸倉停車場	埴科郡戸倉町	
	新	戸倉停車場線	戸倉停車場	千曲市	
337	旧	屋代停車場線	屋代停車場	更埴市字小島	
	新	屋代停車場線	屋代停車場	千曲市大字小島	
338	旧	内川姨捨停車場線	埴科郡戸倉町大字内川	姨捨停車場	
	新	内川姨捨停車場線	千曲市大字内川	姨捨停車場	
339	旧	新田坂城停車場線	更級郡上山田町新田	坂城停車場	
	新	新田坂城停車場線	千曲市大字力石字新田	坂城停車場	
340	旧	姨捨停車場線	姨捨停車場	更埴市大字桜堂字土井会	
	新	姨捨停車場線	姨捨停車場	千曲市大字桜堂字土井会	

390	旧	小峰稲荷山線	上水内郡信州新町 字小峰	
			更 埴 市 字 中 原	
392	新	小峰稲荷山線	上水内郡信州新町 字小峰	
			千曲市大字稲荷山	
462	旧	白石更埴線	長野市松代町字白 石	
			更 埴 市	
468	新	白石千曲線	長野市松代町字白 石	
			千 曲 市	
462	旧	上田更埴長野 自転車道線	上 田 市 天 神 町	更級郡上山田町、 埴科郡戸倉町、更 埴市
			長 野 市 篠 ノ 井	
468	新	上田千曲長野 自転車道線	上 田 市 天 神 町	千曲市
			長 野 市 篠 ノ 井	
468	旧	聖高原戸倉線	東筑摩郡麻績村峰 山	更級郡上山田町
			埴科郡戸倉町大字 磯部	
468	新	聖高原千曲線	東筑摩郡麻績村峰 山	
			千曲市大字磯部	

道路維持課

長野県告示第427号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第7項第1号の規定による区域を次のとおり指定します。

平成15年 9 月 1 日

長野県知事 田 中 康 夫

長野都市計画区域（長野市の区域を除く。）、須坂都市計画区域、塩尻都市計画区域、豊科都市計画区域、岡谷都市計画区域、飯田都市計画区域、諏訪都市計画区域、小諸都市計画区域、伊那都市計画区域、駒ヶ根都市計画区域、中野都市計画区域、大町都市計画区域、飯山都市計画区域、茅野都市計画区域、千曲都市計画区域、佐久都市計画区域、軽井沢都市計画区域、丸子都市計画区域、東部都市計画区域、下諏訪都市計画区域、富士見都市計画区域、辰野都市計画区域、箕輪都市計画区域、飯島都市計画区域、松川都市計画区域、穂高都市計画区域、坂城都市計画区域、山ノ内都市計画区域及び信濃都市計画区域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

建築管理課

長野県告示第428号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3の5の項及び第56条第1項第2号のニの規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る制限を次のとおり定めます。

平成15年 9 月 1 日

長野県知事 田 中 康 夫

区 域		法第52条第1項 第6号の規定に よる数値	法第53条第1項 第6号の規定に よる数値	法第56条第1項 第1号による法 別表第3の5の 項の規定による 数値	法第56条第1項 第2号のニの規 定による数値
千曲都市計画区 域のうち用途地 域の指定のない 区域	別に示す図書により 定める区域 (面積3,638ha)	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	別に示す図書により 定める区域 (面積 807ha)	10分の10	10分の6	1.25	1.25

(備考) 別に示す図書は、省略し、長野県住宅部建築管理課、長野県長野地方事務所及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供します。

建築管理課

長野県告示第429号

災害危険住宅移転事業補助金交付要綱(昭和49年長野県告示第90号)の一部を次のように改正します。

平成15年9月1日

長野県知事 田中康夫

第9中「更埴市」を「千曲市」に改める。

建築管理課

長野県告示第430号

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部を次のように改正します。

平成15年9月1日

長野県知事 田中康夫

別表第2中

「	”	上山田戸倉支店	更級郡上山田町	を
「	”	屋代支店	更埴市	」
「	”	上山田戸倉支店	千曲市	に、
「	”	屋代支店	”	」
「	”	上山田支店	更級郡上山田町	
「	”	戸倉支店	埴科郡戸倉町	
「	”	坂城支店	”坂城町	を
「	”	屋代支店	更埴市	
「	”	稲荷山支店	”	」
「	”	上山田支店	千曲市	
「	”	戸倉支店	”	
「	”	坂城支店	埴科郡坂城町	に、
「	”	屋代支店	千曲市	
「	”	稲荷山支店	”	」
「	”	埴生支店	更埴市	」を
「	”	埴生支店	千曲市	」に、
「	”	戸倉支店	埴科郡戸倉町	
「	”	松代支店	長野市	」を
「	”	戸倉支店	千曲市	に、
「	”	松代支店	長野市	」
「	”	更埴支店	更埴市	」を
「	”	更埴支店	千曲市	」に、
「	”	本店営業部更埴出張所	更埴市	」を
「	”	本店営業部更埴出張所	千曲市	」に、
「	ちくま農業協同組合	本所	更埴市	
「	”	埴生支所	”	
「	”	杭瀬下支所	”	
「	”	屋代支所	”	
「	”	森支所	”	
「	”	倉科支所	”	を
「	”	雨宮支所	”	
「	”	八幡支所	”	
「	”	桑原支所	”	
「	”	稲荷山支所	”	
「	”	上山田支所	更級郡上山田町	
「	”	力石支所	”	」
「	ちくま農業協同組合	本所	千曲市	
「	”	埴生支所	”	
「	”	杭瀬下支所	”	
「	”	屋代支所	”	

「	森	支	所	「	
「	倉	科	支	所	「
「	雨	宮	支	所	「
「	八	幡	支	所	「
「	桑	原	支	所	「
「	稲	荷	山	支	所
「	上	山	田	支	所
「	力	石	支	所	「
「	戸	倉	支	所	埴科郡戸倉町
「	更	級	支	所	「
「	五	加	支	所	「
「	戸	倉	支	所	千曲市
「	更	級	支	所	「
「	五	加	支	所	「

に、

を

に改める。

会計課

長野県公営企業告示第3号

昭和62年長野県公営企業告示第3号(収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正します。

平成15年9月1日

長野県公営企業管理者 古林 弘 充

別表中「 〃 屋代支店 更埴市 を
〃 上山田戸倉支店 更級郡上山田町」

「 〃 屋代支店 千曲市 に、
〃 上山田戸倉支店 〃 」

「 〃 屋代支店 更埴市
〃 稲荷山支店 〃 を
〃 埴生支店 〃
〃 上山田支店 更級郡上山田町」

「 〃 屋代支店 千曲市
〃 稲荷山支店 〃
〃 埴生支店 〃 に、
〃 上山田支店 〃
〃 戸倉支店 〃 」

「 〃 戸倉支店 埴科郡戸倉町 を
〃 坂城支店 埴科郡坂城町」

「 〃 坂城支店 埴科郡坂城町」に、

「ちくま 〃 更埴市」を

「ちくま 〃 千曲市」に、

「 〃 高田支店 〃 を
〃 更埴支店 更埴市」

「 〃 高田支店 〃
〃 更埴支店 千曲市 に、
〃 戸倉支店 〃 」

「 〃 戸倉支店 埴科郡戸倉町 を
〃 中野支店 中野市 」

「 〃 中野支店 中野市 」に、

「 〃 中野支店 中野市 を
〃 更埴支店 更埴市」

「 〃 中野支店 中野市 に改める。
〃 更埴支店 千曲市」

総務課

長野県教育委員会告示第6号

昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部を次のように改正します。

平成15年9月1日

長野県教育委員会

本則の表中「更埴市」を「千曲市」に、「上山田町 大岡村」を「大岡村」に、「坂城町 戸倉町」を「坂城町」に改める。

教学指導課

長野県公安委員会告示第8号

昭和60年長野県公安委員会告示第35号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に基づく公安委員会が別に定める地域)の一部を次のように改正します。

平成15年9月1日

長野県公安委員会委員長 牧内 正 夫

本則中「更埴市 佐久市」を「佐久市 千曲市」に、「上山田町 坂城町 戸倉町」を「坂城町」に改める。

生活安全企画課